

日の出町広報日の出広告掲載取扱要領

令和2年2月26日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この基準は、日の出町広告事業実施要綱（平成25年日の出町告示第57号）（以下「実施要綱」という。）第3条第3号に掲げる「町広報」に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、広告とは広報日の出に掲載することにより提供する民間企業等の情報をいう。

(広告の色数)

第3条 広告の刷り色は、過度に華美な色を使用しない範囲で、4色（カラー）刷りとする。

(広告の規格)

第4条 広告の掲載枠の大きさは、次のとおりとする。

区分	1枠あたりの大きさ（縦×横）
1号広告	55mm×80mm以内
2号広告	55mm×160mm以内

(広告の掲載回数)

第5条 広告の掲載は広報日の出1号単位とし、その掲載回数は当該年度内において最大12回とする。

(掲載料)

第6条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、次のとおりとする。

区分	1号1枠あたりの掲載料（円）
1号広告	15,000
2号広告	30,000

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は町長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料を減免することができる。

(掲載料の割引)

第7条 前条の規定にかかわらず、広告主が長期の連続掲載を申し込み、認められた場合は次のとおり掲載料を割引することができる。

区分	1号1枠あたりの掲載料 (円)		
	掲載期間	6~11か月	12か月
	割引率	10%	20%
1号広告		13,500	12,000
2号広告		27,000	24,000

(掲載の申込み及び決定)

第8条 申込者は、日の出町広報日の出広告掲載申込書(様式第1号)に定める書類等を添えて、掲載を希望する月の前々月の15日(この日が日の出町の休日に当たるときは、その前日とする。)までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に掲げる書類の内容、デザイン等について、不相当と認める部分があるときは、当該申込者にその部分の修正を求めることができる。

3 町長は、前項の申込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に対し日の出町広報日の出広告掲載決定通知書(様式第2号)又は、日の出町広報日の出広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、決定の日より10日以内に掲載料を町に前払で納付しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(原稿の作成及び提出)

第10条 広告版下原稿の提出方法は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) デジタルデータによる完全データ入稿とし、ファイル形式はAdobe Illustrator CS 2以降に対応するファイル形式又は、JPEGなどの汎用画像形式とする。
- (2) 解像度は、300dpi以上とする。
- (3) 文字については、5ポイント移行のサイズとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。
- (3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告の掲載の取消し等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載の取消し、又は内容等の変更を求めることができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主の事業又は営業が不相当と判明したとき。
- (3) 広告主又はその従業者が、国又は地方公共団体の契約において、公正な執行を妨げたと認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が掲載を不相当と認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるもの

とする。この場合において、広告主は、書面により広報紙発行日の15日前以前に町長にその旨を申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第14条 既に納付された掲載料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は実施要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和2年4月号から適用する。

附 則 (令和6年12月15日訓令第24号)

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の日の出町広報日の出広告掲載取扱要領第6条及び第7条の規定は、この要領の施行の日以後の掲載決定に係る掲載料について適用し、同日前の掲載決定に係る掲載料については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

日の出町広報日の出広告掲載申込書

年 月 日

日の出町長あて

所在地 〒

法人・団体名及び代表者氏名

印

担当者名

電話番号

日の出町広報日の出広告掲載取扱要領第8条の規定により、下記の書類を添付し次のとおり申し込みます。申込みに当たっては日の出町広報日の出広告掲載取扱要領を遵守します。

掲載希望期間	年 月号から 年 月号まで (か月)
--------	------------------------

記

- 1 広告原稿
紙に印刷されたもの
- 2 会社・団体概要資料
 - (1) 資格免許証、諸証明書の写しなど、広告掲載申込者の健全性を確認できる書類
 - (2) 会社案内・パンフレット等、事業概要の分かるもの

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

日の出町広報日の出広告掲載決定通知書

様

日の出町長

日の出町広報日の出広告掲載取扱要領第8条の規定により、下記のとおり掲載を決定したので通知します。

記

掲載期間	年 月号 から 年 月号まで（ か月）
広告掲載料	金 円 ※支払期日 年 月 日 ※別添の納付書により納めてください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

日の出町広報日の出広告不掲載決定通知書

様

日の出町長

日の出町広報日の出広告掲載取扱要領第8条の規定により、下記のとおり不掲載を決定したので通知します。

記

広告を掲載できない理由

--